

青森県告示第七百七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十九年十一月十日

青森県知事 三村 申吾

名称	指定居宅介護支援事業者
所在地	主たる事務所の所在地
名称	居宅介護支援事業を行う事業所
所在地	所在地
届出年月日	廃止の年月日
届出年月日	廃止の年月日

株式会社ハピネス	津軽保健生活協同組合	津軽保健生活協同組合	津軽保健生活協同組合	津軽保健生活協同組合	津軽保健生活協同組合
青森市浪岡大字下十川字村元五九の一	弘前市大字田町五丁目二の二	弘前市大字田町五丁目二の二	弘前市大字田町五丁目二の二	弘前市大字田町五丁目二の二	弘前市大字田町五丁目二の二
訪問看護	居宅療養管理指導	通所リハビリテーション	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	訪問リハビリテーション
ハピネス訪問看護ステーション	津軽保健生活協同組合健康センター	津軽保健生活協同組合健康センター	津軽保健生活協同組合健康センター	津軽保健生活協同組合健康センター	津軽保健生活協同組合健康センター
黒石市大字野一田二丁目二の八八の一三	弘前市大字野一田二丁目二の一	弘前市大字野一田二丁目二の一	弘前市大字野一田二丁目二の一	弘前市大字野一田二丁目二の一	弘前市大字野一田二丁目二の一
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第七百七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第一百五十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十九年十一月十日

青森県知事 三村 申吾

名称又は事業者名	指定介護予防サービス事業者
所在地又は住所	主たる事務所の所在地又は住所
名称	介護予防サービスの種類
名称	介護予防サービス事業を行う事業所
届出年月日	廃止の年月日
届出年月日	廃止の年月日

株式会社石医療器	株式会社石医療器	株式会社石医療器	株式会社石医療器	株式会社石医療器
弘前市大字神田五丁目八の五	弘前市大字神田五丁目八の五	弘前市大字神田五丁目八の五	弘前市大字神田五丁目八の五	弘前市大字神田五丁目八の五
特定介護予防福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃

平成二十九年十一月十日

青森県知事 三村 申吾

青森県告示第七百七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

有限会社くろいし介護	黒石市野添町八九の一	くろいし介護	黒石市野添町一二	平成二〇・一	平成二〇・三
------------	------------	--------	----------	--------	--------

青森県告示第七百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十九年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	名 称	障害福祉サービスを行う	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地			所在地	

株式会社ハピネス	津軽保健生活協同組合	津軽保健生活協同組合	津軽保健生活協同組合	津軽保健生活協同組合	津軽保健生活協同組合
青森市浪岡大字下十川字村元五九の一	弘前市大字田町五丁目二の二	弘前市大字田町五丁目二の二	弘前市大字田町五丁目二の二	弘前市大字田町五丁目二の二	弘前市大字田町五丁目二の二
介護予防訪問看護	介護予防在宅療養指導	介護予防通所リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防在宅療養指導	介護予防訪問リハビリテーション
ハピネス訪問看護センター	津軽保健生活協同組合健康センター	津軽保健生活協同組合健康センター	津軽保健生活協同組合健康センター	津軽保健生活協同組合健康センター	津軽保健生活協同組合健康センター
黒石市大字牡丹平字福民西八八の一三	弘前市大字野一丁目二の二	弘前市大字野一丁目二の二	弘前市大字野一丁目二の二	弘前市大字野一丁目二の二	弘前市大字野一丁目二の二
三・九二五	〃	〃	〃	〃	平成 三・九三〇
二・〇三二	〃	〃	〃	〃	平成 三・九三〇

青森県告示第七百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十九年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名 称	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
上北地方教育・福祉事務組合	上北郡七戸町字蛇坂五五の八	共同生活援助	あおい荘	上北郡七戸町字蛇坂四五の二	平成 三・〇二二	

株式会社オール	青森市青柳二丁目四の一	居宅介護	ヘルパーステーション	北津軽郡板柳町大字福野四の四	平成 三・二・一
株式会社オール	青森市青柳二丁目四の一	重度訪問介護	ヘルパーステーション	北津軽郡板柳町大字福野四の四	〃
株式会社はあとふる	上北郡七戸町字蛇坂一三の一	居宅介護	ヘルパーステーション	上北郡七戸町字蛇坂一三の一	〃
株式会社はあとふる	上北郡七戸町字蛇坂一三の一	重度訪問介護	ヘルパーステーション	上北郡七戸町字蛇坂一三の一	〃
株式会社はあとふる	上北郡七戸町字蛇坂一三の一	同行援護	ヘルパーステーション	上北郡七戸町字蛇坂一三の一	〃

青森県告示第七百七十八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量（街区基準点復旧測量）

三 測量の期間

平成二十九年九月一日から同年十月十九日まで

四 測量の地域

八戸市大字糠塚地内

三級基準点 一点

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積（平方メートル）

むつ市中央二丁目三二の一	雑種地	一、四四〇・〇〇
むつ市大平町四七五	宅 地	三、四二五・三四

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部行政経営管理課
東京都千代田区丸の内二丁目七の二 東急リパブル株式会社ソリューション事業本部

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部行政経営管理課

2 入札日時

平成二十九年十二月十八日 午前九時から

平成二十九年十二月二十五日 午後五時まで（必着）

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟四階A会議室

4 開札日時

平成三十年一月十六日 午前十時から

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金

額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十九年十月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人陽だまりの家

三 代表者の氏名

山市 剛士

四 主たる事務所の所在地

三戸郡田子町大字田子字西館野四三の二

五 定款に記載された目的

この法人は、田子町及びその周辺地域に在住する心身に障害のある人たちと、その家族に対して、地域生活を営む上で必要な支援、療育相談、地域社会参加を促進するための支援に関する事業を行い、全ての人が健やかに暮らせる地域社会の実現を目指し、障害福祉の増進に寄与することを目的とする。

地籍調査の成果の認証

青森市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
青森市	細越	内長沢の一部

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 石岡板金

二 氏名 石岡鉄春

三 主たる営業所の所在地 平川市荒田下駒田一五三の二

四 許可番号 青森県知事許可(般一三五)第一六四四三号

五 取消年月日 平成二十九年十月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年四月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社アオバハウス

二 代表者の氏名 竹達行雄

三 主たる営業所の所在地 八戸市西白山台四丁目七の一五

四 許可番号 青森県知事許可（般―二四）第一二〇九四号

五 取消年月日 平成二十九年十月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年九月三十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 小向建工

二 氏名 小向美佐男

三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字品ノ木三四の五八一

四 許可番号 青森県知事許可（般―二四）第六〇〇一六六号

五 取消年月日 平成二十九年十月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年十一月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭